

会計年度任用職員募集要項

| | |
|------------|---|
| 任用根拠 | 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項） |
| 任用期間 | 令和7年5月1日から令和8年3月31日まで |
| 職種 | 大学生スクールサポーター |
| 採用予定人数 | 5名 |
| 従事すべき業務の内容 | 勤務校において、放課後等の生徒の自主学習の補助、授業時の教員の補助、進学・就職の面接指導の補助、学校行事や模擬試験監督の補助、教員の事務作業の補助等を行う。 |
| 応募資格 | <p>次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、大学生スクールサポーターの業務に支障がないこと。 |
| 勤務日及び勤務時間 | 1週間につき10時間を限度とし、勤務時間の割振りは、相談の上、校長が決定する。 |
| 休暇 | 愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日 |
| 報酬等 | <ul style="list-style-type: none"> ・報酬：職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）別表第1行政職給料表1級19号給の額に基づき、月額54,674円とする。 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：なし |
| 退職に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・大学生スクールサポーターとしてふさわしくない行為があったとき。 |
| 退職手当 | 退職手当の支給はありません。 |
| 服務 | <p>任期中、以下の義務を負います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条） ・信用失墜行為の禁止（同法第33条） ・秘密を守る義務（同法第34条） ・職務に専念する義務（同法第35条） ・政治的行為の制限（同法第36条） ・争議行為等の禁止（同法第37条） |
| その他 | ・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により補償する。 |

○ 応募手続

応募希望者は、愛媛県立松山東高等学校 事務長までご連絡下さい。

電話 089-943-0187